

定額減税調整給付金（不足額給付）のご案内

問 税務課 住民税係 ☎ 025 - 784 - 3452

対象となる方には 8 月中に文書を発送します

対象 令和 7 年 1 月 1 日時点で町内に住民登録がある方（住登外課税者含む）で、次のいずれかに該当する方（合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は対象外）

I 令和 6 年度に実施した定額減税調整給付金（当初調整給付）は、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したため、令和 6 年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき金額と、令和 6 年度当初調整給付額との間で差が生じた方

【支給額：差額（不足分）】

※令和 6 年分所得税額および令和 6 年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が 0 円の場合、I の対象外です。

II 税制度上、扶養親族の対象外（事業専従者（青色・白色）、合計所得金額 48 万円超）であり、本人も定額減税対象外（令和 6 年分所得税額および令和 6 年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が 0 円）であり、低所得世帯向け給付金の対象世帯主（または世帯員）ではなかった方

【支給額：原則 4 万円（令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合や、課税状況により 3 万円から 1 万円の場合あり）】

手続きが不要な方

・「定額減税調整給付金（不足額給付）のお知らせ」が届いた方は、**手続き不要**で給付金を支給します。
※口座変更等をご希望の方は、9 月 4 日（木）（必着）までに届出を行ってください。

手続きが必要な方

・「定額減税調整給付金（不足額給付）のご案内（確認書）」が届いた方は、書面もしくはオンラインにて**手続きをしてください**。

申請期限 10 月 31 日（金）必着

※消印有効ではありません。期限内の必着です。

令和 6 年中に湯沢町に転入した方

- ・当初調整給付算定自治体等へ事前に調査を行い、対象となる方には、原則、ご案内をお送りしますが、調査回答に時間がかかった場合、ご案内が遅くなる場合があります。
- ・当町が当初調整給付算定自治体を把握できなかった方等で、対象と見込まれる場合は、申請により給付対象となる場合があります。詳細は湯沢町ウェブサイトをご覧ください。



共同浴場から会員の皆さまへご案内

問 一般財団法人 湯沢町総合管理公社（湯沢カルチャーセンター） ☎ 025 - 784 - 1511

◎共同浴場年間券は有効期限の1か月前から更新可能です。

令和 7 年 10 月 1 日から 10 月 31 日の間に有効期限を迎える方は 9 月 30 日までに更新していただければ旧料金（大人 24,000 円、子・老 12,000 円）で更新可能です。

※令和 7 年 10 月 1 日以降は新料金（大人 30,000 円、子・老 15,000 円）になります。

◎旧共同浴場回数券は令和 7 年 10 月 1 日以降、入浴時に差額をお支払いください。

☆大人 240 円券 ⇒ 入浴時に回数券と 60 円をいただきます。

☆子・老 120 円券 ⇒ 入浴時に回数券と 30 円をいただきます。